

近世領邦バイエルンの都市貴族と衣服： 帝国および領邦ポリツァイ条令と肖像画の分析

大場 はるか

はじめに

2000年前後にドイツ語圏を中心とする国制史研究においては、シンボリック・コミュニケーションへの関心が高まり、政治的・法的決定に至るプロセスの重要性に注意が向けられた。この展開の中で、一見したところ政治的・法的決定に直接関係しているようには見えないが、実際はこれらと深く関係していた儀礼などが注目された¹。この側面は、国制史研究が見落としてきた点と評価され、ミュンスター大学の研究者を中心とする研究グループによって多数の研究書が出されたのは周知のとおりである²。シンボリック・コミュニケーションは、席順など、身分制のマイクロコスモスの中での立ち位置とも関係していた³。同様の機能を持っていたものとして注目されるのは、近世の衣服条令である。身分制社会における衣服関連の特権は集団の中での立ち位置や名誉と深く関係し、諍いや不和のきっかけにもなり得るものだった。

衣服条令の史料的な特徴の一つは、女性や未成年への言及にある。当時ドイツ語圏で交布されたこの種の条令は「ポリツァイ条令」と呼ばれ、神への冒瀆や商業に関する規制、農地の境界線や後見人に関する規定、ペスト対策や狩猟、放浪人に関する規定などが含まれていた。このポリツァイ条令に関しては、近年「規範の貫徹 (Normendurchsetzung)」や「規範の履行 (Normenimplementierung)」も問われたりしている⁴。条令の多くは、男性と女性、大人と子どもに対し別々の規定を設けていない⁵。しかし、衣服条令にはこの区分が見られる。つまり衣服条令は衣服の発展や衣服による身分的区分の変容に加え、ジェンダーや大人と子どもとの相違に関する考察にも活用できる数少ない条令の一つなのである。衣服条令は、三身分の内部にもさらなる細かい区分を設けた。この区分は時代とともに変容し、当該の区分に属する者に対して

* 本稿は、著者が2003年3月に九州大学人文科学府に提出した修士論文の第3章をベースにしている。新型コロナウイルスの影響により、2019年の秋より1年半現在進めている研究の在外調査が不可能になっていることもあり、この機会に原稿を見直して修正・加筆を行った。

1 Vgl. Stollberg-Rilinger, Barbara (Hrsg.): Vormoderne politische Verfahren, in: Zeitschrift für Historische Forschung Beiheft 25, 2001.

2 ミュンスター大学の「特別研究領域 (SFB, Sonderforschungsbereich) 496」については、下記のウェブサイトを参照：<https://www.uni-muenster.de/SFB496/>

3 席順については、以下を参照：Neuhaus, Helmuth: Der Streit um den richtigen Platz. Ein Beitrag zu reichsständischen Verfahrensformen in der Frühen Neuzeit, in: ZHF Beiheft 25 (2005), S. 281-302.

4 ポリツァイ条令に関する先行研究とその研究動向については、下記を参照：佐久間弘展「ドイツ中近世史におけるポリツァイ研究の新動向」(『比較都市史研究』25/1、2006年) 57～70頁；辻泰一郎「ポリツァイ条令立法史研究の歩みを振り返って (辻泰一郎教授退職記念号)」(『明治学院大学法学研究』98号、2015年) 1～61頁。

5 近世の領邦バイエルンのさまざまな条令については、下記の便覧を参照：Härter, Karl/ Stolleis, Michael (Hrsg.): Repertorium der Policeyordnungen der Frühen Neuzeit, Band 3: Wittelsbachische Territorien (Kurpfalz, Bayern, Pfalz-Neuburg, Pfalz-Sulzbach, Jülich-Berg, Pfalz-Zweibrücken; hrsg. von Lothar Schilling und Gerhard Schuck), Ius Commune Sonderheft 116, 1999.

許される衣服も、時代とともに変容した。

本稿で中心的に扱う領邦バイエルの衣服条令については、ヴェロニカ・パウアーの研究がある。彼女は条令の構成や公布の理由、身分制との関係などを多角的に分析した。もっとも、彼女の研究は14～19世紀の推移をみており、個々の身分的集団の規定とその変容には深く入りこんでいない。特に注目されていないのは、バイエルの都市貴族に関する規定と他の市民に関する規定との差である⁶。バイエルの都市貴族は帝国都市の都市貴族ほど際立った存在ではないが、出生身分的な集団を形成し、特権の獲得によって集団の閉鎖性を強め身分的上昇を果たした⁷。もっとも、領邦の都市貴族が他の市民に対し、外見的にどの程度の優位性を具体的に保っていたのかは、明らかにされていない。このため、本稿は近世のバイエルを対象に、衣服条令の市民上層部に関する部分の推移を丁寧に追うことで、都市貴族の特徴とその変容を明らかにしていきたい。その際、帝国ポリツァイ条令とバイエルの衣服条令の関係にも言及する。また、本稿では当時のバイエルの人々が描かれている肖像画も分析に加え、絵画における都市貴族の衣服の特徴も確認しておきたい。肖像画で確認できた事柄を衣服条令の条文と照らし合わせることによって、外見的特徴が実際にどのような部分にあったのか、どの程度であったのか、より深く理解することができるだろう。

1. 近世ドイツ語圏の衣服条令と肖像画

1) 近世ドイツ語圏の衣服条令に関する研究動向

衣服条令を扱った研究には条令公布の理由を考察した研究があり、都市史と深く関係している。例えばO. ラウファーや相沢隆は、条令公布が身分制の維持を目的にしていたと主張した⁸。これに対し、J. エーラーマイアーは、身分を編成しなおす手段として衣服条令・奢侈条令が構想・公布されたと述べた⁹。一方、L. C. アイゼンバルトは同条令の公布が身分制のみならず民衆生活の安定や外国製品の排斥、道徳などとも関係した点に注意を喚起した¹⁰。条令によって身分的な差異が強調されるようになった時期は、中世後期と近世の間で意見が分かれている。前者の立場をとるのはエーラーマイアーやゲルハルト・エストライヒで¹¹、アイゼンバルトなどは後者である¹²。

衣服条令はポリツァイ条令の中にもあったため、法制史の方でも同条令に言及した研究がある。古典的なのはハンス・マイアーの研究であろう。彼は、帝国ポリツァイ条令に書かれた処罰の根底には中世末期の秩序の崩壊への懸念があり、身分的な差異の消滅を阻止するものとし

6 Vgl. Bauer, Veronika: Kleiderordnungen in Bayern vom 14. bis zum 19. Jahrhundert, München 1975.

7 バイエルの都市貴族の集団としての閉鎖性とその定義・変容については、拙著「近世領邦バイエルの「都市貴族 (Patriziat)」再考「社会的流動性」と男性・女性・子ども」(『久留米大学文学部紀要：国際文化学科編』第34/35号、2018年)、56～74頁を参照。

8 例えば、O. Lauffer: Ausstattung nach Stand und Rang, in: Wirtschaft und Kultur, 1966. 相沢隆「奢侈条令と中世都市社会の変容：南ドイツの帝国都市の場合」(『史学雑誌』第97巻第6号、1988年)注5及び3頁。

9 Vgl. Ellermayr, J: Sozialgruppen, Selbstverständnis, Vermögen und städtische Verordnungen, in: BFDL 113 (1977). 相沢、上掲論文、注8及び4頁。

10 Vgl. Eisenbard, L. C.: Kleiderordnungen der deutschen Städte zwischen 1350 und 1700, 1962. 相沢、上掲論文、3頁。

11 ゲルハルト・エストライヒ「ポリツァイと政治的叡知：ドイツ・バロック時代の都市と国家における社会・政治思想の展開」(千葉徳夫 他編『近代国家の覚醒：新ストア主義・身分制・ポリツァイ』所収、創文社、1993年)、130頁。

12 相沢、上掲論文、3～4頁。

て衣服条令が登場したと述べた¹³。もっとも、同条令の効力は近年では疑問視されている。というのも、内容がほぼ同じ条令が繰り返し公布されていることが、条令にそこまで統制力がなかったことを示しており、条令の再公布という行為そのものに別の意味が見いだされると考えられているためである¹⁴。最近では、カール・ヘルター¹⁵の業績が特に注目されている。ヘルターは帝国ポリツァイ条令が18世紀まで帝国全体の規範として有効であった点に注意を喚起し、これが領邦条令に与えた影響に注目して帝国の意義を積極的に再評価する近年の国制史研究を支えた¹⁵。これはまた、エストライヒに対する批判でもあった¹⁶。エストライヒは領邦君主が都市の条令を真似して支配的な立法システムを発展させたと考え、現在では疑問視されている「社会的規律化 (Sozialdisziplinierung)」の論を展開させた¹⁷。

2) 衣服の機能に関する諸理論

ところで、衣服条令の公布はなぜ身分制の維持や身分の差異化に貢献し得たのだろうか。これを深く理解するため、ここで衣服の機能に関するいくつかの理論を確認しておきたい。衣服関係の研究でよく引用されるのはソースティン・ヴェブレンの著書『有閑階級の理論』である。ヴェブレンはこの著書に「金銭的な文化の表現としての衣服」という章を設け、衣服が人々の金銭的立場を証明するものであること、見る者に瞬時にそれに関する示唆を与えるため、衣装のための支出はこの点において他の手段に勝る利点を持つことに注意を喚起した¹⁸。もっとも、大量の／高価な衣服の所持だけでは衣服は支払い能力の証明にしかない¹⁹。より重要な衣服の機能は、衣服の状態や着用の仕方と関係していた。ヴェブレンによると、実用的でない仕立ての服の着用は、その者が生産的労働に従事していないことを対外的に示していた²⁰。ヴェブレンはこれを「顕示的閑暇」と関係づけ、封建時代のような「野蛮時代の文化段階」においては、略奪的な過去をふまえた男性の思考習慣により、労働は弱さと主人への服従を連想させるものであったと述べている²¹。もっとも、労働には統治、戦闘、スポーツ、宗教的儀式は含まれなかった。これらは有閑階級に特徴的な仕事とされた。有閑階級とは閑暇を有する階級であり、閑暇とは「時間の非生産的消費」を意味した²²。ここでヴェブレンの理論はマックス・ウェーバーの「余暇 (Abkömmlichkeit)」と絡む²³。ウェーバーは「余暇」を持つことを「名望家 (Honoratioren)」であるための条件とした²⁴。この考察との関係で、ウェーバーが職業の性

13 Vgl. Maier, Hans: Die ältere deutsche Staats- und Verwaltungslehre, München 1980, S. 82f.

14 これについては、上掲注4の佐久間の論文を参照。なお、再公布については著者は博士論文で考察している。

15 Vgl. Härter, Karl: Entwicklung und Funktion der Policeygesetzgebung des heiligen Römischen Reiches Deutscher Nation im 16. Jahrhundert, in: Ius Commune 20 (1993), S. 61-141.

16 エストライヒ、上掲論文、130頁。エストライヒはポリツァイ条令の起源を都市に求め、①15～16世紀に農村から人々が都市へ流入して人口が増加した後、共存のために新たな生活様式が必要とされたこと、②教会の裁判権が機能しなくなり、紀律や風紀の問題が世俗権力によって統制されるようになったことを、都市での条令発達の根拠とした。

17 エストライヒ、上掲論文、130頁。

18 ソースティン・ヴェブレン、高哲男訳『有閑階級の理論』（ちくま学芸文庫、1998年）188頁。

19 ウェブレン、上掲書、191頁。

20 ウェブレン、上掲書、191頁。

21 ヴェブレン、上掲書、11頁、48頁。

22 ウェブレン、上掲書、56頁。

23 マックス・ウェーバー、世良晃志郎訳『都市の類型学』（創文社、1964年）239頁。

24 同上、9～20頁、239頁。

質による人間集団の分化を身分形成の一要素としたことは、よく知られている²⁵。

ウェブレンとウェーバーの理論からは、非生産的労働に携わる者と生産的労働に携わる者とを視覚的に区別して伝達する機能を持つ衣服を通し、身分的集団が形成・維持され得たことがわかる。差異は主に視覚によって捉えられたが、視覚が差異を認識させるのに長けていることは、古代ギリシャのアリストテレスも認めている。彼によると、視覚は人に最も好まれる感覚であり、その理由は「見ること」が他のいずれの感覚よりも最もよく人に物事を認知させ、「種々の差別相を明らかにしてくれる」からであった²⁶。以上をふまえると、近世の衣服にも、①経済的豊かさを示す機能、②生産的労働の不可能性と同時に社会的地位の高さを示す機能、③視覚に訴え差異を迅速且つ明確に伝達する機能、④これらの機能によって身分的集団を形成・維持する機能、という4つの機能があったと言えよう。これらの機能の有効性を高めたのは、おそらく「日常的に繰り返し用いられる」という衣服の特徴である。なお、対面によって繰り返しお互いの立ち位置を可視化し確認するロジックは、君主による近世の領邦議会の招集のところでも確認されている。招集と対面によって、君主側は君主=臣民関係の確認・維持を図っていたという²⁷。

3) 衣服条令の構成

次に、16～17世紀の神聖ローマ帝国で公布された帝国衣服条令（帝国ポリツァイ条令）と、領邦バイエルの衣服条令の構成を比較・検討し、都市上層部の枠の変遷を細かく確認していきたい。ここでは、①帝国の条令の変容が領邦の条令に影響を与えたのか、②領邦独自の条文はあったのか、といった点にも注目する。

1500年に出された帝国の条令では、手工業者や職人を除く市民上層部が一つの枠にまとめられていた²⁸。一方、1526年のバイエルの衣服条令には、市民の「門閥（Geschlechter）」とその夫人および娘に対する枠が設けられ、彼らはその他の名望家市民とは区別された²⁹。帝国は各地のオーブリッヒカイトに帝国の条令の内容を現地の諸状況に合わせ、新たな条令を公布することを認めていたため³⁰、門閥に特化した枠はバイエルンでは帝国より早く登場していた可能性がある。ちなみに、その後1530年に出された帝国の条令においては、①都市参事会員、②門閥、③年金やチンス生活者と市民が区別されている³¹。

その約100年後に出された1626年のバイエルの衣服条令には、「4つの首都の門閥」という新たな枠が登場している³²。「4つの首都」とは、中世の部分領邦の首都にあたるミュンヘン、

25 マックス・ウェーバー、世良晃志郎訳『支配の諸類型』（創文社、1970年）216頁。

26 アリストテレス、出隆訳『形而上学（上）』（岩波書店、1959年）21頁。

27 Vgl. Stollberg-Rilinger, Barbara, Zeremoniell als politisches Verfahren. Rangordnung und Rangstreit als Strukturmerkmale des frühneuzeitlichen Reichstags, in: ZHF Beiheft 19 (1997), S. 95.

28 Vgl. Neue und vollständigere Sammlung der Reichs-Abschiede, Welche von den Zeiten Kayser Conrads des II. bis jetzo, auf den Teutschen Reichs-Tägen abgefasset worden: sammt den wichtigsten Reichs-Schlüssen, so auf dem noch fürwährenden Reichs-Tage zur Richtigkeit gekommen sind; In Vier Theilen ... Nebst einer Einleitung, Zugabe, und vollständigen Registern / [Heinrich Christian von Senckenberg; Johann Jacob Schmauß], Theil 2 (1747) ... von dem Jahr 1495. bis auf das Jahr 1551: VII. Abschied des Reichs-Tags zu Augsburg. Anno 1500. aufgericht, S. 79 [Bürger in Städten, die nicht Adel, Ritter oder Doktores sind]. *以下、Reichs-Abschiede と略記する。

29 BayHStA, MÜ, StV 2050 [Bürger von Geschlechter...].

30 Vgl. Maier, Die ältere deutsche Staats- und Verwaltungslehre, S. 84.

31 Reichs-Abschiede, S. 337f [Bürger in Städten, so vom Rath, Geschlechten, oder sonst fürnheimes Herkommens sind, und ihrer Zinß und Renthen leben].

32 BayHStA, Kurbayerische Mandatensammlung, 1626/VI/26 [Von der Geschlechter Kleydung in den vier Hauptstätten].

ランツフート、インゴルシュタット、シュトラウビンクのことである³³。4つの首都の上層部は、16世紀が経過する中で他都市に対する優位性を強めたため³⁴、同条令はその変化を反映していたようだ。同様に、1683年にバイエルンで書かれた新たな条令の構想にも「4つの首都の門閥」という枠が見られる³⁵。この構想では役人の名称が多数あげられている³⁶。その結果、衣服が身分的集団というより職業によって区分された印象が強い。同構想では初めて「階級(Class)」という言葉が枠の見出しに用いられ、「第一階級」、「第二階級」というように表現されているところも興味深い³⁷。この傾向は1697年に書かれた条令の構想で一層強まることになる。もっとも、1697年の構想では「都市貴族(Patritii)」という身分的集団を表す語も初めて使用された³⁸。しかし、都市貴族はここでは二分され、上位の都市貴族は第二階級に属し、エーデルマンズフライハイトを持つ在地貴族や騎士と同等とみなされている。他方、下位の都市貴族はカストナーや「保護官(Pfleger)」といった下級の役人や「証書貴族(Briefadel)」と同等とされているため、やはり職業が区分の根拠として優先されていたと言える。下位の都市貴族が属する枠には、「5つの首都の名望家である市長と内参事会員」も含まれたが、これは16世紀初頭にレントアムトが再編された結果、レントアムト=ブルクハウゼンの中心都市ブルクハウゼンの地位が高まったことによるものだろう³⁹。

以上の分析結果から、バイエルンの都市貴族は都市参事会家系や単なる名望家と必ずしも同義ではない集団であったことが改めて確認できる。条令の区分には時代とともに役職名が多用されるようになり、最終的には区分の見出しが「階級」という表現で書かれるようになった。1683年と1697年の条令は構想に留まり公布には至っていないようだが、いずれにせよこの変化は出生身分に職業がとってかわる後の時代の動きの萌芽とも言え、非常に興味深い。

4) 肖像画に見る衣服の差異と変遷

条令の変遷をふまえ、次にバイエルンの人々の肖像画を用いて、都市貴族の服に他の身分とどの程度の差があったのかを——個々のパーツの名称を読者に紹介しながら——視覚的に確認しておきたい。本稿では、肖像画の背景に見られる各種の小道具や景色などの分析は割愛する。これらにはシンボリックな意味がこめられていると考えられるが、本稿の中心的な分析対象は衣服であるため、今回は考察を省きたい。衣服条令との関係で注目に値する肖像画と言えば、居城都市ミュンヘンの絵師ハンス・ミーリッヒの作品である⁴⁰。彼は1541年から同市に税を納め、

33 「4つの首都」については、拙著「近世の領邦バイエルンにおける領邦議会の「手続き」」(『西洋史学』243号、2011年)の33頁を参照。

34 これについては、上掲の拙稿「近世領邦バイエルンの「都市貴族(Patriziat)」再考」の65頁を参照。

35 BayHStA, M Inn 19239 [Sechste Class. Von der geschlechter Klaidung, in deren 4. hauptstätten [...], auch der ienigen, [...] also Titular Rät, die Casstner, Mauttner ...].

36 Ebda.

37 Ebda.

38 BayHStA, M Inn 19239 [2 te Class. Der alten Rittermessigen: vnd der Edelmanns freyheit fähig adel, [...] wie auch alte Patritij, als Bärt: Ridler: Vnd Ligsalz: dan 3 Professorn zu Ingorstatt vnd der Leib medicorum [...] 3 te Class. In diser Classe so papiers die titular Rhät vnd Patritii, Pfleger...].

39 BayHStA, M Inn 19239 [burgermaister vnd Innere Rhats freunt bey chur. 5. hauptstätts Vornemer]. Vgl. Spindler, Max: Handbuch der Bayerischen Geschichte, Bd. 2, München 1966, S. 625. ブルクハウゼンの上昇に関しては、上掲の拙著「近世の領邦バイエルンにおける領邦議会の「手続き」」の34～36頁を参照。

40 Vgl. Löcher, Kurt: Hans Mielich 1516-1573. Bildnismaler in München, München/Berlin 2002, S. 12f.

宮廷や貴族からも依頼を受けていた⁴¹。本稿ではミーリッヒの手による作品6点(図1~6)に加え、著者がミュンヘン市立博物館に依頼して入手し、掲載許可を得た匿名の画家による都市貴族の肖像画2点(図7、8)を分析対象にする。ミーリッヒの作品は近年各地の美術館・博物館のウェブサイトを通して公開されている。このため、出版されたミーリッヒの作品集の図像を本稿に転載しつつ、ウェブ上に掲載された同じ図像のURLも脚注に挿入しておきたい。

図1は、1556年にミーリッヒが描いたバイエルン公アルブレヒト5世の妻アンナの肖像画である。彼女は神聖ローマ皇帝フェルディナント1世の娘である⁴²。金糸銀糸を上半身と「ふち飾り(Brämm)」に用いた豪華なガウン、光沢のある織の入った明るい色のドレス、宝飾品、「ビレッタ(Barett)」と呼ばれる帽子とそれに留められた金の飾りなどは、彼女が特に地位の高い貴族の女性であることを示している。腰に下げた装飾品の毛皮には動物の爪がついているが、当時の流行りだったのだろうか。図2はアンナの夫であるアルブレヒト5世の公子時代の絵である⁴³。アンナほど煌びやかではないが、ビレッタに多くの金の装飾品が留められ、首飾りやベルト、袖の止め具にも宝石を伴う金の飾りが認められる。上着の上に幅広い毛皮をはおり、首周りや袖口には凝った模様の布で設けたひだが見える。手袋は革製品のような。

図3は、バイエルンの下級貴族パンクランツ・フォン・フライベルクの肖像画である⁴⁴。彼は1542年からアイブリックの保護官(Pfleger)を務め、この絵はその時期に描かれた⁴⁵。首周りや袖口の凝った仕立てのひだ、光沢のある黒い服、金の鎖と大粒の宝石を伴う首飾りなどは、彼が貴族であることを示しているが、上述のアルブレヒトよりかなり簡素な服装である。右手の人差し指には、フライベルク家の印章を伴う指輪がはめられているようだ⁴⁶。図4は、彼の妻マリア・フォン・キッチャーの肖像画であり、1545年に描かれた⁴⁷。彼女はマイセンの騎士家系の出で⁴⁸、ビレッタではなく「ハウベ(Haube)」を着用している。ハウベの内側には刺繍をともなった縁飾りがつけられている。首飾りの大きな宝石や、首周りや袖口の凝った仕立てのひだ、ゆったりした仕立ての服、装飾品を伴う腕輪などは、彼女が貴族であることを示していると思われるが、全体的に公妃アンナより格段に質素である⁴⁹。また、あまり活動的な女性という感じでもない。

図5は、ミュンヘンの都市貴族アンドレアス・リークザルツを描いている⁵⁰。彼は都市の内

41 Vgl. Löcher, a. a. O., S. 21f.

42 Vgl. Löcher, a. a. O., S. 159f. u. 224. Vgl. Europeana Collections, Erzherzogin Anna (1528-1590), URL: http://www.europeana.eu/portal/ca/record/15502/GG_3847.html

43 Vgl. Löcher, a. a. O., S. 133 u. 216. Vgl. Haus der Bayerischen Geschichte, Bildnis des Herzogs Albrecht V. von Bayern, URL: <http://www.hdbg.de/portraitgalerie/gemaelde-4301.php>

44 Vgl. Löcher, a. a. O., S. 134 u. 214. Vgl. Staatliche Kunsthalle Karlsruhe, Bildnis des Pankraz von Freyberg zu Hohenaschau (1508-1565), URL: <https://www.kunsthalle-karlsruhe.de/kunstwerke/Hans-Mielich/Bildnis-des-Pankraz-von-Freyberg-zu-Hohenaschau--/2B28BBE54CAFC98060099E9518FD72B4/>

45 Ebda.

46 Ebda.

47 Vgl. Löcher, a. a. O., S. 135 u. 215. Vgl. The Cleveland Museum of Art, Portrait of Maria Kitscher, Frau von Freyberg, 1545, URL: <http://www.clevelandart.org/art/1944.88>

48 Ebda.

49 Ebda.

50 Vgl. Löcher, a. a. O., S. 118 u. 206. Vgl. Haus der Bayerischen Geschichte, Bildnis des Andreas Ligsalz, URL: <http://www.hdbg.de/portraitgalerie/gemaelde-19.php>

参事会員や市長を歴任し。最も地位の高い市民の一人であった⁵¹。彼は、幅広い毛皮をはおり、小さい宝石を伴った3つの金色の指輪、金色の首飾りなどを身につけている。シャツには模様をともなった飾りなど凝ったものではなく、ビレッタも簡素である。衣服の仕立て方が貴族の男性と異なっている点も興味深い。衣服の仕立てはゆったりしているが、「経済力がありそうな市民」という感じの風貌である。図6は、彼の妻アポローニアの肖像画である。彼女の服装も上述のキッチャーに比べると格段に質素で、飾りらしい飾りはない。指輪も貴族のものに比べると質素である⁵²。また、上掲のキッチャー服ほど服の仕立てがゆったりとしておらず、全体的に家事などもできそうな活動的な風貌になっている。

次に、ミーリッヒの肖像画が描かれた約半世紀後の都市貴族の服装を、1600年前後に描かれた肖像画2点（ミュンヘン市立博物館蔵、制作者不詳）をあげて確認しておきたい。一つ目の図7の肖像画は、1616年に都市貴族ベルンハルト・バルト・フォン・ハルマーテイングを描いたものである。図8は1598年に彼の妻でヴィーデナウアー家出身のマグダレーナを描いている⁵³。ベルンハルトは肖像画の中に記されている文言によると、バイエルン公の評議官であり地方政庁のレントマイスターであった。父と兄がミュンヘンの都市参事会員であったため、彼は学歴を積んで宮廷に仕え、証書貴族となったのであろう。マグダレーナがつけている白い繊細なレースを伴う幅広い襟は、16世紀末からフランスやイギリスなどでも流行した「ひだ襟」であろう⁵⁴。同種のレースはハウベやベルンハルトの袖口にも見られる。また、金の鎖がこの夫婦の首から仰々しくさげられているのが確認できるが、特にマグダレーナと半世紀前に描かれたリークザルツの妻アポローニア（図6）の違いは注目に値する。前者の方が圧倒的に贅沢に見える。これらの肖像画は、半世紀の間に衣服がかなり変化した可能性に加え、都市貴族家系の中には第二子、第三子が学歴を積み、都市参事会員である父や兄よりも高い地位を獲得し、より貴族的な服装を許されたケースがあった可能性を示唆している。このような兄弟の地位の逆転は諍いの発端となり、家系の一体性を阻むこともあったのではないだろうか。

本稿であげた8つの肖像画は、身分による外見的な差異が当時はかなり著しいものであったことを証明している。もっとも、格差の詳細は肖像画のみでは確認しきれない。このため、次の部分では肖像画の観察をふまえ、条令の条文を丁寧に分析していきたい。

2. 帝国・領邦衣服条令とバイエルの都市貴族

バイエルの衣服条令には、主に、①表地、②裏地、③縁飾り、④被り物（ハウベ、ビレッタ）、⑤宝飾品、⑥馬具・馬車といった項目に関する規定がみられる。したがって本稿では、条令の内容を以上の6つの項目に分類した上で、都市貴族の規定に見られる変化を、帝国と領邦の条令を部分的に比較しながら検証していきたい。

51 Vgl. Stahleder, Helmuth: Beiträge zur Geschichte Münchner Bürgergeschlechter im Mittelalter: Die Ligsalz, in: Oberbayerisches Archiv 117/ 118 (1994), S. 175-206 (21f)

52 <http://www.hdbg.de/portraitgalerie/gemaelde-12.php>

53 Vgl. Münchner Stadtmuseum, Sammlung Graphik/Gemälde. ミュンヘン市立博物館の掲載許可を取得。

54 フランスに関してはミシェル・ポーリュウ著、中村祐三訳『服飾の歴史—近世・近代篇』（白水社、1997年）34頁、イギリスに関しては川北稔『「奢侈禁止法」の時代』（『経済評論』32巻10号、1983年）32頁を参照。

1) 表地

1500年の帝国の条令では、都市の市民で且つ貴族、騎士、博士でない男性に、ビロードか絹を「ダブレット（別名：プールボワン、ダブリット）」に用いること、これらの生地に加えシャムロット絹を衣服に用いることが許された⁵⁵。より下位の手工業者とクネヒテの男性には、ビロードやシャムロット絹を用いることは禁じられているため⁵⁶、当時これらの生地は市民上層部以上の男性に許されたものであったのだろう。貴族や騎士の男性には生地の制限はないが、金糸はダブレット以外には用いてはならなかった⁵⁷。ダブレット以外の部分での金糸の使用は帝国諸侯だけに許されていたためである⁵⁸。

次に、1526年のバイエルンの条令を見てみよう。ここでは市民の門閥の男性に絹糸を用いた衣服——ビロードやサテンで仕立てたものは除く——を一着だけ持つことが許されている⁵⁹。ただし、この服の生地はダマスク、水にさらしたタフタ、〔普通の〕タフタ、混紡サテンを含むその他全ての「劣った絹」で作られる必要があった⁶⁰。一方、門閥の妻と未婚の娘には絹のスカートやシャウベと呼ばれるガウンを二着まで持つことが許されている。生地に関しては、一着目はダマスクあるいは水にさらしたタフタによるもの、二着目はタフタか〔希少な〕ツェンドルタフタによるものが認められた⁶¹。その後まもなく出された1530年の帝国衣服条令では、門閥を含む市民上層部の男性に対し、1526年のバイエルンの条令と同様にビロードや絹のダブレットが許可されている。しかし、「カーマイン（赤色の一種）を除く」という制限が加わっている⁶²。この色の使用は、より地位の高い人々に許されたのかもしれない。

次に、1626年のバイエルンの条令を見てみよう。この年には門閥の男性に、結婚している場合は二重タフタから最高サテンまでの絹の生地を衣服に用いることが許された⁶³。以前は混紡サテンのみ許されていたため、100年の間により上質の絹が許されるようになったことがわかる。ただし、マントにサテンを用いる場合は全体をサテンで仕上げてはならなかった⁶⁴。一方、門閥の妻は門閥の男性と同様の生地を用いることができたが、息子と娘に関しては、結婚式に

55 Reichs-Abschied, S. 79 [Doch mögen sie ungefährlich Sammet oder Seyden zu Wämbsern, auch Schamlot zu Kleidung tragen].

56 Ebda. [Handwercks-Leuthh [...] Auch kein Gold, Silber, Perlin, Samet, Seyden, Schamlot noch gestickt Kleidung antragen].

57 Ebda. [Die vom Adel, so Ritter oder Doktores sind, sollen kein gülden Stück tragen, doch soll es ihnen zu Wämbsern zu tragen unverbotten seyn].

58 実際、諸侯の男性には「ひだよせ」を設けたシャツと、胸当て布に金糸・銀糸の使用が認められている。Ebda. [Sollen jedermann gefalten Hembd und Brusttüchern mit Gold oder Silber gemacht, auch gülden und silbern Hauben zu tragen verbotten seyn, ausgescheiden Fürsten und Fürstmässigen.]

59 BayHStA, MÜ, StV 2050 [Mögen ausserhalb Samet und Atlas ein seidenen Kleid, es sey von Tamast debin, daffet vnd aller andern mindern seiden sambt sametn Atlasen].

60 Ebda.

61 BayHStA, KM, 1626/VI/26. [als soll auch ain side frauen oder Jungfrauen von bürger geschlechthen nit über zwen seiden Zeug oder Schäuben haben, darunter ain der von Tamast, oder Tobin, vnd der andern von Daffet, oder Zendltüches gefallend sein mag].

62 Reichs-Abschied, S. 338. [auch Sammeten und Seyden Wammes, ausgescheiden Carmesin, ...]

63 BayHStA, 1626/VI/26. [Jnen den Geschlechtern aber da sie verheyratet der seyden Zeug von Doppeldaffet bitz auff den Atletz auffs höchste doch aber auch nach vnderschied vnd beschaffenheit detz herkommens vnd vermögens zu Kleydern (Jtem ihre Mäntel die da auch nit von gantzen Sammet noch Atletz Damaschk sondern von andern seiden Zeugen als Doppeldaffet Seidenrupf oder dergleichen werths zum höchsten zugelassen seyn sollen) ...]

64 Ebda.

参加する時だけ最高で二重タフタの生地を用いた服の着用が許された⁶⁵。子供は普段は親よりひとつ下の身分的集団の人々と同様の服を着るように規定されていたが⁶⁶、祝祭の場では特別にワンランク上の服装が許されたようだ。

次に、1683年に書かれたバイエルの条令の構想を見てみよう。ここでは門閥に「1エレ(布の長さの単位)」が4フローリンの絹の使用が許された⁶⁷。この構想においても門閥には最高でサテンの絹が許されているが、この生地を用いた衣服の着用は祝日や祭日、結婚式に限られた⁶⁸。1626年の条令に見られたマントの生地に関する制限は見あたらない。この構想においては、エレ単位の値で服が規制されている点が新しい。さまざまな生地の登場と混在により、エレの値で区別した方が生地の質の良し悪しを適切に区別しやすくなったのであろう。その後、1697年に書かれたバイエルの条令の構想においては、門閥の中でも上位に位置する古い都市貴族(Patriziat)——おそらく、バルト家、リークザルツ家、リードラー家、シュレンク家の構成員——に対し、最高で1エレが10フローリンの生地が許された⁶⁹。これらの家系以外の都市貴族に対しては、最高で1エレが4～5フローリンの生地が許された⁷⁰。最上位の都市貴族とその他の都市貴族との間には、かなり大きな差があったことがわかる。

2) 裏地

裏地に関しては、主に毛皮が差異を設ける要素となっている。1526年のバイエルの条令では、都市の門閥にテンなど価値が低めの毛皮の使用が許された⁷¹。その数年後に出された1530年の帝国の条令でも、最高でテンの毛皮の裏地が門閥を含む市民上層部に許されている⁷²。ちなみにテンの種類については、この年の条令には記述がない⁷³。門閥より一つ格下の商人層の市民にはテンやオコジョなどの毛皮の裏地が禁じられているため、これらの毛皮の着用は特別であり、上位の者に許されたようだ⁷⁴。次に、1626年のバイエルの条令を見てみよう。ここでは門閥に新たに二重タフタと「高価な」テンの毛皮、その他の毛皮の裏地が——より高価なものでない限り——許されている⁷⁵。オコジョの毛皮はあげられていないため、禁じられていたのだろう。その後、1683年に書かれたバイエルの条令の構想では、門閥層に対しビロード

65 BayHStA, 1626/VI/26. [Item Söhn vnnd Töchtern vntzt zu ihrer verheyration zu kleidern auffs höchst Doppeldaffet...].

66 Ebda. [Als sollen hinfüro die Kinder bitz sie ihr 13. jähriges Alter erraichen nit den Eltern sondern dem negstern vorher geschribnen wenigern Standt gleich gekleydt...]

67 BayHStA, M Inn 19239 [die Ellen maistens zu 4.f. alle Seiden Zeüge von Doppeltaffet an, bis auf den glatten Atlas, aufs höchst, doch dass sie sich solchen klaidung nit täglich, sondern nur an feyer: vnnd fössttügen, auch zu dem hochzeiten gebrauchen ...].

68 Ebda.

69 Ebda. [Diesen, vnnd derselben weibern: vnnd kindern soll zu ainen Vnndterschid gegen Voriger Classe ein Zeüig höchstens von 10. f.].

70 Ebda. [Deren sambentlich, vnder werlicher auch die weib vnd kinder zü diser vnd nachfolgenden Classibus zü verstehen, ist ain tüech die Elle a.4. bis 5.f.].

71 BayHStA, StV 2050 [auch mädern und alle mindern gültigern Fuetter tragen,

72 Reichs-Abschied, S. 338 [detzgleichen Marderfutter und kein bessers].

73 Ebda.

74 Ebda. S. 337 [Detzgleichen sollen sie kein Tuch, [...] oder einig Marder, Zobel, Hermlin, und dergleichen Futter antragen].

75 BayHStA, KM, 1626/VI/26 [jnen den Geschlechtern aber [...] der seyden Zeug [...] mit Doppeldaffet vnd edlen Mädern vnd andern peltzen Fuetter (ausser detz obuerstandnen edlen Fuetter) fuettern zelassen].

やベルベットをマントや女性のスカートの裏地に用いることが禁じられた。また、「尾やつめを含む」黒テンやオコジョの毛皮の裏地、白鳥の羽毛の裏張りは諸侯だけに許された⁷⁶。上掲の公妃アンナの肖像画では、彼女が動物のつめが付いた毛皮を腰にさげていることが確認された。つめや尾は所有者が毛皮の一部ではなく全体を所有していること、つまり、ウェブレンなど上述の理論をふまえると、より完全で高価な毛皮を獲得する力があることを示すシymbol的な役割を果たしていたのかもしれない。同条令の構想では、門閥にプナテンや他の安価な毛皮の裏張りが許可された。オコジョなどは禁じられていたが、この種の毛皮を裏張りに用いる門閥が存在していたのか、1697年に書かれたバイエルンの条令の構想では、上位の門閥に対し黒テンとオコジョの毛皮を禁じる旨が記されている⁷⁷。同年の構想では、下位の門閥に対しては、1683年と同様にプナテン及びそれと同等の価値の裏地が許された⁷⁸。

3) 衣服の縁飾り

1500年の帝国の条令では、都市上層部の妻と子供に金糸銀糸のものを除くビロードか絹の飾りを衣服につけることが許されている⁷⁹。この層に属する者は上述のようにビロードをダブルットの表地にしか用いることができなかつたため、縁飾りには衣服よりも一段階高価な素材を用いることが許されていたと考えられる。1526年に出されたバイエルンの条令では、門閥の男性に1エレのビロードと絹の縁飾りが許された⁸⁰。量による制限があるため、ひだを多く設けるなど生地を贅沢に用いた飾りは門閥には適当でないと考えられていた可能性がある。一方、門閥の女性にはスカートやガウンのうち一着だけは、胸と袖のまわりを1エレが3/4グルデンの生地か、銀糸の生地による縁飾りで飾ることが許された。銀糸の使用は1500年の帝国の条令で市民上層部に対し禁止されていたが、この時期のバイエルンでは門閥に対して許可されており、興味深い。他の衣服に関しては、女性には1着につき最大1エレのビロードによる縁飾りが許された⁸¹。その後出された1530年の帝国の条令では、商人・商工業者に対し絹の上着やダブルットにビロードとカーマイン色のサテンを除く縁飾りをつけることが許可された⁸²。この層の女性には上半身に限り2エレまでのビロード、絹、サテン、ダマスクの縁飾りが許された⁸³。これに対し、門閥の男性にはシャムロット絹の上着に最長3エレのビロードの縁飾りが許されている⁸⁴。つまり、4年前に出されたバイエルンの条令より3倍の長さの縁飾りが新たに門閥の

76 BayHStA, M Inn 19239 [Als wollen wir hiemit solchen missbrauch [...] den glatten samet Kroat, vnd Velpa vnder ihre Mäntel, vnd frauen Rökel füttern züllassen, [...] auch das Edle Bölzenfuetter sonderbar von zobbeln sambt schwaif vnd Clawen, armelin sambt den schwannenfüter, welche mehreren dene Chür- vnd fürstl: Personen vorhalten seind [...] mit ernst hiemit gänzlich verboten, vnd abgeschafft haben].

77 Ebd. [dan ein Pölzwerk alles ausser härmelin vnd Zobl]

78 Ebd. [dan anders pölz fütter von Stammader, vnd was deme gleichet, erläubt sein soll]

79 Reichs-Abschied, S. 79 [Detzgleichen ihren Frauen und Kindern ihre Kleider mit Sammet oder Seyden ziemlich verbremen....aber nicht mit gülden oder silbern Stücken].

80 BayHStA, MÜ StV 2050 [ob sy ihre claiden verpremen woltn, das soll ihnen zum maistn mit ainen Elln samat oder andern seyden zethün erläubt und zuegelassen sein].

81 Reichs-Abschied, S. 79 [Vnter derselben auch allen andern ihre Zeug vnd Schäuben mag allain ain klaid eben vmb den puesen vnd Ermb zum maist mit drey Virtlen Gülden, oder Silbern stückh prämbt worden, aber auff alle andere ihre Claiden wo sey die verpremen will, soll sy aus ain klaid über ain Elle Samath nit premen]

82 Reichs-Abschied, S. 337 [Doch mögen sie Schamlotten Röck, auch seyden Wammes, ausserhalb Sammet und Carmesin Atlatz, umverbremt].

83 Ebd. [und an keinem Kleid über zwo Elen Sammet, Seyden, Atlatz oder Damast doch oben herum, verbremen].

84 Ebd., S. 338 [datz sie Schamlote Röck, mit drey Elen Sammet zum höchsten verbremet].

男性に許されたのである。この年、門閥の妻には最長4エルのビロードか絹の縁飾りが許されている⁸⁵。こちらは4年前のバイエルの条令の4倍の長さである。ただし、カーミン色の使用は禁じられた。この色のサテンの使用は貴族にも禁止されていることから、諸侯クラスだけに許されていた可能性がある⁸⁶。ちなみに縁飾りに関しては、貴族の男性には最長6エルのビロードが許され、その妻には2/4エルの幅を越さない限りで上半身に真珠あるいは銀糸で縁飾りを設けることが許されている⁸⁷。この条令からは、女性には男性より一段と豪華な衣装が許されていたことがわかる。

次に、1626年のバイエルの条令を見てみよう。ここでは門閥に刺繍や「その他の衣服の過剰な縁飾り」が禁じられた⁸⁸。これ以外については、この年には目立った規定はない。約50年後の1683年の条令の構想では、門閥の男性に対し、絹の衣服に一種類の絹のレースを30エル以内の長さで縁飾りとしてつけることが許された⁸⁹。ただし、これをひだや波うちといった形に仕立てることは禁じられている⁹⁰。ここでは仕立ての制限が新たに追加されており、興味深い。その後、1697年の条令の構想においては、上位の都市貴族に対し100～170フローリンの縁飾りが許され、50フローリン以内で白いレース飾りを加えることが認められた⁹¹。価格による制限や組み合わせの制限が新たに講じられたようだ。同年、下位の都市貴族には1エルが3フローリン以下の縁飾りを最大10エルまで用いることが許されたほか、銀糸の縁飾りも認められた⁹²。ただし、すべての縁飾りを合計した価格は15フローリン以下という制限も課されている⁹³。上位と下位の都市貴族の間には、縁飾りのところでも相当な相違があったようだ。

4) ハウベとビレッタ：被りものにみられる相違

1500年の帝国の条令では、ハウベに関する規定が貴族に対し設けられた。同条令では、貴族であり、かつ騎士あるいは博士ではない者に、最大2オンスの銀の飾りをハウベに付けることが許された⁹⁴。それに対し、貴族であり、かつ騎士や博士の者に対しては最大2オンスの金の装飾が許可された⁹⁵。諸侯に対しては、金銀のハウベが許されている⁹⁶。都市の門閥に対する規

85 Reichs-Abschied, S. 337. [allein datz sie zum höchsten an ihrer Kleidung, vier Elen Sammet oder Seyden, doch ausserhalb Carmesin, verbremmt]

86 Ebda. [Ferner sollen die vom Adel kein Sammet oder Carmesin Atlatz antragen].

87 Ebda. [den sie mit sechs Elen Sammet, und nicht darüber verbremen mögen [...]. D eren vom Adel Hautzfrauen [...] und ob sie dieselbigen verbremen lassen wölten, mögen sie solches thun, von Perlin oder Silber, allein ober herum, und nicht über ein halb Viertheil einer Elen breit].

88 BayHStA, KM, 1626/VI/26 [dann das sticken vnnd sonsten vberflüssiges verbrämen ihrer Kleider].

89 BayHStA, M Inn 19239 [dergleichen Seidene Zeige, selb auch zu anderen ihren Klaidungen gebrauchen, vnnd solche mit einem seiden Spitz die Ellen zu 30X. vnnd nit höher, aber nit kraüst vnnd fliegend, vorbrämen lassen sollen].

90 Ebda.

91 Ebda. [Zur beklaidung: dan prämb hierauf von 100, bis 170. f.: Werth, neben dem ein ganze garnitu am Weissen Spitzen von 50. f.].

92 Ebda. [noch mit dergleichen eingetragen: die Elln pr: 3. f.: neben ainem Silberern ain-10fachen prämb höchstens: Vnd in allem auff 15f.].

93 Ebda.

94 Reichs-Abschied, S. 79 [die so nit Ritter oder Doktor sind, zwo Untz Silbers, und nicht darüber in ihren Hauben tragen].

95 Ebda. [Doch mögen die vom Adel, die Ritter oder Doktores seyn, zwo Untz Golds und nit darüber...in ihren Hauben tragen].

96 Ebda. [auch gülden und silbern Hauben zu tragen verboten seyn, ausgescheiden Fürsten und Fürstmässigen].

定はない。一方、1526年のバイエルンの条令では門閥の男性に最大2オンスの銀の装飾が許された⁹⁷。門閥の女性には真珠か金糸を用いたハウベを一つだけ所有することが許されている⁹⁸。門閥の妻に対しては、金糸を含むピロードとサテンのビレッタが許された⁹⁹。縁飾りと同様に、被りものにも衣服の表地よりワンランク上の生地や糸が許されたようである。1530年の帝国の条令では門閥に対し、絹のハウベが許された¹⁰⁰。金糸や真珠の使用に関する記述は見当たらない。一つ下位の商人層には絹のハウベも禁じられている¹⁰¹。他方、格上の貴族に対しては金糸のハウベ、ビレッタが許可された。ただし、リボンなどの飾りは40グルデン以下のものに制限された¹⁰²。門閥以下に関してはビレッタに関する記述は見られない。以上の部分について1526年のバイエルンの条令と1530年の帝国の条令を比較すると、バイエルンの門閥が帝国内の都市上層部の中でもかなり上等なハウベやビレッタの着用を許されていたことがわかる。

100年後に出された1626年のバイエルンの条令では、門閥層にはベーメン風のハウベが、真珠が縫いつけられていないものに限り許された¹⁰³。ビレッタに関する記述はない。1683年の衣服条令の構想では、真珠や他の装飾品をつけたハウベ、毛羽のあるタフタを用いたハウベが門閥層に対し禁じられている¹⁰⁴。許可されたのはポーランド風のハウベと舟形のハウベのみである¹⁰⁵。これらにブナテンやこれと同等の価値の毛皮を用いることは許された¹⁰⁶。ただし、毛皮は12フローリン以下のものとされている¹⁰⁷。1697年の条令の構想では、上位の都市貴族に関しては規定がないが、下位の都市貴族に対しては15～20フローリン以下の付属品を伴ったハウベが許可された¹⁰⁸。

5) 貴金属および宝飾品

次に、首飾りなどの宝飾品を見てみよう。1500年の帝国の条令では市民上層部の娘に小真珠の装着が許された¹⁰⁹。市民上層部全体に対しては金製品の装着は禁じられている¹¹⁰。これに対し、1526年のバイエルンの条令では門閥の男性に対し2オンス以下の銀の価値であれば、金の首飾りも許された¹¹¹。門閥の女性には、首飾り、首バンド、宝石あるいは他の宝飾品を50グル

97 BayHStA, MÜ, StV 2050 [Es sollen ihnen auch die Ketten sambt allem Golt in haüben, hemeten, und Prüsttichern Epotten, aber bis in zwo Vnz Silbern dareinen güetragen erlaubt sein].

98 Ebda. [daneben mag seine ein perlene hauben, oder ein güete güldenen haüben [...] tragen].

99 Ebda. [Es sollen ihr auch die Samaten vnnnd Atlassen gold Sambt dem Samaten Piret zetragen züegelassen].

100 Reichs-Abschied, S. 338 [und seyden Haarhauben an- und aufftragen mögen].

101 Ebda, S. 337 [Sollen die Kauff- und Gewerbs- Leut in Städten kein....seyden, gold und silberne Haarhauben tragen].

102 Ebda, S. 338. [Auch mögen sie Bereten und gülden Hauben, doch datz die Gebänd und Geschmuck darauff, nicht über viertzig Gülden werth seyn, tragen].

103 BayHStA, KM, 1626/VI/26 [die Böhmische Hauben vnd Hüt jedoch beydes ohne Perlein gestickt].

104 BayHStA, M Inn 19239 [die flor Taffethaüben....die mit Berlen vnd andern gestukhwerk gezierte huetscheirn vnd haarhauben].

105 Ebda. [zu denen Pollnischen oder schüffhauben ist der güete stainmader, vnd was ander Lolzwerch vnder denselben ist, oder dessen werth erraichet, noch zuelässig, doch dass man dan wert von 12f. darmit nit vber steige].

106 Ebda.

107 Ebda.

108 Ebda. [jedoch ein haüben von pölzwerch, sambt dem darzüe Gehörigenzeüg von 15 in 20f.].

109 Reichs-Abschied, S. 79 [Auch sollen ihren Töchtern, Jungfrauen, Perlin [...] zu tragen unverbotten seyn].

110 Ebda [Bürger in Städten, die nicht von Adel, Ritter oder Doltores sind, sollen kein Gold, Perlin [...] tragen].

111 BayHStA, MÜ, StV 2050 [Es sollen ihnen auch die Ketten sambt allem Golt in haüben, hemeten, und Prüsttichern Epotten, aber bis in zwo Vnz Silbern dareinen güetragen erlaubt sein].

デン以下ならば身につけてよいとされている¹¹²。また、一着の衣服に限り、小真珠や宝石を含む宝飾品で、100グルデン以下の価値であれば、飾りをつけることができた¹¹³。その後、1530年の帝国の条令では、門閥の男性に対し50グルデン以下の金の指輪が許可されている¹¹⁴。女性には50グルデン以下の金の首飾りが許された¹¹⁵。他方、騎士を除く貴族の男性には金の指輪や首飾りを200グルデン以下で身につけることが許されている。門閥と騎士との間には相当な差があったようである¹¹⁶。ただし、彼らはそれを「紐でもって通すべき」とされた¹¹⁷。貴族の女性に対しても、首飾りや他の宝飾品に関し、指輪を除き200グルデン以下の支出が許された¹¹⁸。これに対し、騎士身分には金の首飾りを400グルデン以下まで¹¹⁹、紐なしで身につけることが許されている¹²⁰。当時は、金の輪を紐でつないだ首飾りを身につけるか、金の輪をつなげた鎖型の首飾りを身につけるかで、身分の差が表出されていたと考えられる。

1626年のバイエレンの条令では、門閥の男性に対しエナメルと真珠の首飾り、あるいは他の宝石による装飾品の装着が禁じられ、門閥の女性には宝石あるいは真珠の首飾り、ネックバンド、宝石あるいは真珠のイヤリングが禁じられた¹²¹。ロザリオだけは金製品が許されたが、他の宝飾品をロザリオに追加してはならなかった¹²²。1626年の条令は、貴族に対しては宝飾品と宝石、ネックバンド、アームバンド、指輪、あるいは他の同様の金あるいは贅沢な真珠をはじめこんだ装飾品を、合計500～600フローリンならば一度に身につけることを許可している¹²³。貴金属および宝飾品に関しては、門閥と貴族との間にかかなりの金額の差があったようだ。

1683年の衣服条令の構想では、門閥の妻に対しエナメル加工した首飾りや真珠など他の宝石を伴った首飾り、真珠などを用いたネックバンド、腕飾り、指輪、イヤリングなどが禁止された¹²⁴。門閥層に許されたのは金のロザリオ、ひとつの宝飾品と金の首飾り、二つの腕輪である¹²⁵。金の首飾りはこの時期には門閥層まで広がっていたようだ。しかし、装飾品は合計で200

112 BayHStA, MÜ, StV 2050 [die mag auff's maist fünfzig gülden werth an Ketten halspandtn Edelgestain, oder andern Clainotn aber nit darüber tragen].

113 Ebda [Jene ist auch iedoch und auff ainem Klaid zuegelassen halb Perlein Prüste perlein Ermb Geschmückh prem, und gepremt doch daseolch Geschmückh perl, und Edlgestain alles über hündert gülden nit werth sey].

114 Reichs-Abschied, S. 338 [Detzgleichen soll ihnen erlaubt seyn, gülden Ring zu tragen, doch datz solche Ring, über dreytzig, viertzig oder fünfftzig Gülden nicht werth seyen].

115 Ebda. [Detzgleichen datz sie ein gülden Ketten, von dreytzig, viertzig, bitz in fünfftzig Gülden [...] antragen mögen].

116 Ebda. [auch eine Ketten, die nicht über zweyhundert Gülden werth sey, tragen, die sie doch mit einem Schnürlein umbwinden, oder durchziehen sollen].

117 注134に同じ。

118 Reichs-Abschied [Mag ein Edelfrau an Ketten, detzgleichen an Hefftlein, Haltzband und andern Kleinotten, ausserhalb der Ring, auf 200 Gülden werth, und nicht darüber, an ihr tragen].

119 Ebda. [Jedoch sollen hierinn Ritter ausgescheiden seyn, welche gülden Ketten öffentlich ohn Schnür antragen mögen: Doch datz solche Kette über vier hundert Gülden nicht werth sey].

120 Ebda.

121 BayHStA, KM, 1626/VI/26 [die geschmeltzt vnd Perlen Ketten oder andere gezierd von Edlgestain [...] Item ihren Ehefrawen [...] die Ketten von Edlgestain oder Perlin die Haltzbänder vnd Ohrenghäng von Edlgestain oder Perlin [...] ernstlich verbotten].

122 Ebda. [...die Rosen von Gold doch ohne Geschmeltz vnd Edlgestain].

123 Ebda. [Jtem die Clainod vnd Edlgestain Haltz: vnnd Armbänder Ring oder dergleichen von Goldt oder köstlichen Perlein gefast Zier 500. oder maistens 600f. vnd mehrern werths nit auff einmal anzutragen].

124 BayHStA, M Inn 19239 [Vnzulässige Sache [...] Iren weibern die geschmolzte vnd Perlen auch andern Kötten von Edlgestain Berlen vnd dergleichen hals: armbbänden, Ring, ohrgeheng, neben anderer solcher köstlichen Zierde...].

125 Ebda. [Sollen zu ihrer Verheürathung die Rosen von golt, doch ohne geschwürlz, ain Clainoth vnd güldern Kötten, neben 2. Armbandt, aller auf 200f. werthm dan ain güldenen Ring zu 30f.].

フローリン以下でなければならなかった¹²⁶。ただし、これとは別に金の指輪が30フローリン以下のものまで許されている¹²⁷。これらの装飾品には「結婚式の際に」という但し書きがあるため、同年に規定された二重タフタやサテンを表地に用いた衣服同様、日常的には身につけてはならなかった可能性が高い¹²⁸。

6) 馬具や馬車に関する規定：音による格差

最後に、馬具や馬車に関する規定をあげておきたい。1530年の帝国の条令では、騎士と博士以外の者は2グルデン以上の品、真鍮、金製品を馬具や馬車に用いてはならなかった¹²⁹。また、ビロードや絹、金銀の品の使用は諸侯身分だけに許された¹³⁰。一方、1626年のバイエルンの条令では馬具に関する規定が帝国の条令と異なった形で現れている。同年バイエルンの門閥層には2頭立ての馬車を市内で走らせることが禁止された¹³¹。門閥が身体虚弱などの理由などで馬車を使用したいときは、一頭立てで走らせねばならなかった¹³²。もっとも、門閥には「完全なる鐘の音とともに」馬車を走らせることが許された¹³³。これは門閥以外の市民には許されていない¹³⁴。つまり、視覚に加え聴覚を通して知覚される部分でも格差が設けられていたのである。1683年のバイエルンの条令の構想では、この規定は若干変化した。この年、門閥層には以前のように一頭立ての馬車を走らせることが許されているが、馬車ではなく「そり」を使う場合は鐘の音を半減させるよう指示されている¹³⁵。

まとめ

以上の分析から、神聖ローマ帝国および領邦バイエルンの衣服条令は、表地、裏地、縁飾り、被り物、装飾品、馬具や馬車の走らせ方のところで、色、種類や質、数、長さ、幅、仕立て方、値段、身につける場所や機会、音の有無や大小といったあらゆる観点から格差を設けていたことがわかる。人間の感覚を通して差異が認知され得るあらゆる事柄に関して規定が設けられ、これによって人々に差を認識させることが試みられていた。上述の分析からは、衣服条令が特権と同時に規制をもたらしていたということも言えそうだ。また、パーツごとに見ると小さい

126 注143に同じ。

127 Ebda.

128 Ebda.

129 Reichs-Abschied, S. 338 [so soll hinfürter keiner einigen Zeug über zween Gülden werth, auch Metzting und gelben Zeug führen, ersey dann Ritter oder Doktor, auch kein Graff, Herr, Ritter, oder Knecht, kein Zeug von Sammet, Seyden-Tuchen, noch etwas Gold oder Silber daran führen allein hinfür Churfürsten, Fürsten und Fürstmäßigen ausgenommen ...].

130 Ebda.

131 BayHStA, KM, 1626/VI/26 [wie auch in der Statt sich der Gutschen mit 2 Pferden zugebrauchen hiemit gantz verbotten haben].

132 BayHStA, KM, 1626/VI/26 [da sich auch die Geschelchter der Gutschen Leibsschwachheit oder anderer vrsachen halber in den Stätten gebrauchen wolten oder müsten jnen mit einem Pferd in den Schlitten aber mit gantzen Geleuth zufahren verstattet].

133 Ebda.

134 例えば商工業者。Ebda [dergleichen ursach halber der Gutschen in der Statt gebrauchen müssen jnen fals doch nit mit gantz hangenden Gutschen auch mit einem Pferd bewilligert vnd verordnet].

135 BayHStA, M Inn 19239 [die gutsch mit ainem Bferdt, in den Schlitten mit halben gleütt doch ohne lange gewaschen].

差異でも、格が違う複数のパーツをユニットにして装着することで、全体的な格差が増大していた可能性もうかがえる。規定の細かさやバリエーションの多さは、今日的な観点からは想像を絶するものがある。このことは、条令の規定を厳密に守ること、規定の順守を君主側の役人が完全に取り締まることなど無理な話であった可能性を示唆している。年々上質のものが都市上層部に許可されていったのは、条令があまり順守されず、あわよくば周囲よりも上等なものを身につけて目立とうとする者が常に現れていたことを推測させる。都市貴族家系は大商人の家系でもあったため、新しい服飾品の購売にも積極的だったと考えられる。より贅沢な方向へ進むと同時に人々の間に新たな線が引き直され、条令の見直しが繰り返されていたと考えられる。上記の分析からは、バイエルンの都市貴族が16世紀前半のうちに、他の市民に対して相当な差異化を達成していたこともわかる。ビレッタやダマスクなどは、帝国レベルでも他の市民上層部に見劣りしなかったようだ。また、17世紀末には都市貴族は分断され、上位の家系には下位の家系の倍近い贅沢が許されるようになったこともわかる。このことは、市民内部のみならず市民上層部の格差が確実に拡大していたことに加え、君主側によってその差異が明文化されていた事実を示している。差異化は下からも上からも起こっていた。

総括

以上、本稿では衣服条令と肖像画の分析を通し、都市貴族が他の市民に対してどのような優位性を示していたのか、その優位性がどのように推移したのかを明らかにしてきた。バイエルンの都市貴族は、確かにひとつの身分的枠組みとして、他の職業集団や名望家とは異なる存在と認識されてきたようだ。また、都市貴族そのものも17世紀末には内部分裂していたことがわかる。この分裂は、バイエルンの場合には君主側による臣民の再分配とは言い切れない。著者が別の機会に確認したところでは、バイエルンの君主側は、身分的な上昇に関しては貴族身分や市民上層部の訴えに耳を傾けつつ、妥協点を探っていたためである¹³⁶。君主側は中央集権化を進めていたとは言え、領邦の臣民の協力なしには何事もしえなかった。その中で、個々の身分的区分に属する人々の「ご機嫌をとる」ことも必要であっただろう。その一つが、衣服条令だった可能性も考えられる。個々のパーツごとに格差を設けることで、多種多様な身分的区分への「ご機嫌とり」が可能になったのではないか。個々の身分的区分に特徴的な衣服や装飾品を許可することで、君主側はその者たちが少なくともより下の身分に対しては優位性を感じられるようにした可能性が考えられる。より上の身分の外見的特権は、身分的な上昇志向を持っていた都市貴族家系には、自分たちの「次なる目標」に見えたかもしれない。衣服条令の公布は、上からと下からの双方向の差異化の動きの一時的な終結点だった。

バイエルンの都市貴族は確かに閉鎖化した身分的集団であり、集団外の者からもそのように認識された集団であった。彼らは単なる参事会家系の集まりでもなければ、経済的に優位に立つ市民上層部とも完全には一致しなかった。彼らが身分的集団であったということは、身分制が変化する中で都市貴族も変容したということである。この変容にきっかけを与えたのは、都市貴族そのものであったと言える。16世紀末になると出生身分を超えて貴族に叙せられる者が増加したが、それは学位の取得のみならず宮廷の役職へ就くことによって起こり、その傾向は

136 拙稿「近世領邦バイエルンの「都市貴族 (Patriziat)」再考」の64頁を参照。

17世紀を通じて強まったため、結果的には出生身分的な集団が職業身分によって取ってかわられる形で、都市貴族という身分の集団を都市貴族自らが変容させることになったのである。



図1：バイエルン公妃アンナ



図2：公子時代のアルブレヒト



図3：パンクランツ・フォン・フライベルク



図4：マリア・フォン・キッチャー



図5：アンドレアス・リークザルツ

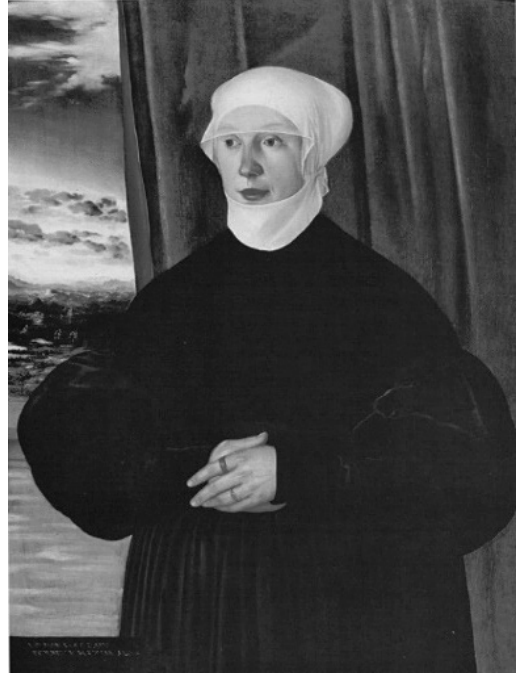


図6：アポローニア・リードラー

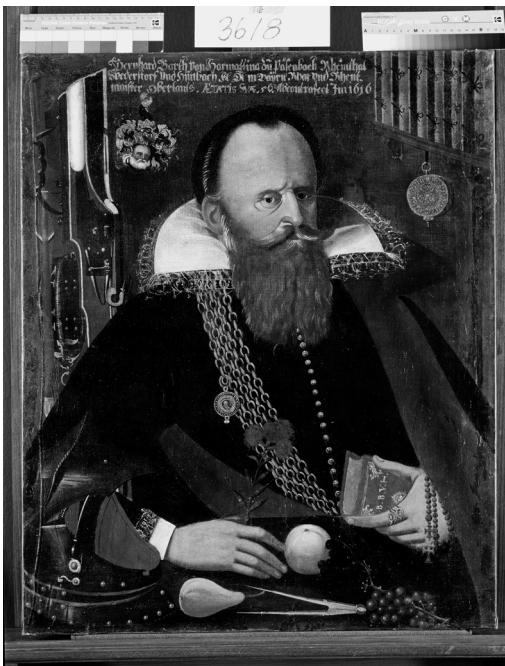


図7：ベルンハルト・バルト¹³⁷



図8：マグダレーナ・バルト¹³⁸

137 注53を参照。

138 同上。